

「あおばドッグランの存続を求める会」会則

制定 平成26年10月1日

第1章 名称および事務局

第1条 本会は、特定非営利活動法人ドッグランネットワークPals（以下、「Pals」と称する）内に設置された「あおばドッグランの存続を求める会」（以下、「本会」とする）と称し、Pals内に事務局を設置する。

第2章 目的

第1条 本会は、平成26年9月30日をもって閉鎖する「あおばドッグラン」を再開するための活動を行う。

第3章 会員

第1条 本会の会員は、以下の各項のとおりとする。

- (1) 正会員（本会の目的に賛同して入会した個人及び団体）
- (2) 入会（別に定める入会申込書を提出する）
- (3) 会費（入会金及び年会費は無料とする）
- (4) 会員資格の喪失（会員が以下の各項のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する）
 - ① 退会届けの提出をしたとき。
 - ② 本人が死亡、又は会員である団体が消滅したとき。
 - ③ 除名されたとき。

第4章 退会および除名

第1条 会員は本会が別に定める退会届けを会長に提出し、任意に退会することができる。

第2条 会員が以下の各項のいずれかに該当するに至ったときには、総会において会員総数の4分の3以上の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この会則などに違反したとき。
- (2) 本会の名誉を傷つける行為、又は目的に反する行為をしたとき。

第5章 役員

第1条 本会には、次の役員を置く。

- | | |
|----------------------|------|
| (1) 会長（Pals理事長が兼任する） | 1名 |
| (2) 運営委員長 | 1名 |
| (3) 運営副委員長 | 2名以内 |
| (4) 会計 | 3名以内 |
| (5) 監事 | 2名以内 |

第2条 役員は、総会において会員の中から選任する。

- 第3条 役員は、以下の各項の職務を行う。
- (1) 会長は、本会を代表しその業務を総理する。
 - (2) 運営委員長は、本会の目的遂行の実務を行う。
 - (3) 運営副委員長は、運営委員長を補佐し、運営委員長に事故のあるとき、または役員が欠けたときには、その職務を代行する。
 - (4) 会計は、本会の会計事務を処理する。
 - (5) 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - ① 役員業務執行の状況を監査すること。
 - ② 本会の財産の状況を監査すること。
 - ③ 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - ④ 理事の業務執行の状況または本会の財産の状況について、役員に意見を述べ、もしくは総会の招集を請求すること。
- 第4条 役員任期は1年とする。ただし再任を妨げない。
- (1) 補欠または増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者または現任者の任期の残存期間とする。
 - (2) 役員は、就任または任期満了においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。
- 第5条 役員が、この会則に違反したとき、または本会の名誉を傷つける行為を行ったときは、総会において会員総数の4分の3以上の議決により、これを解任することができる。

第6章 総会

- 第1条 総会は、会員をもって構成する。
- 第2条 総会は、通常総会および臨時総会の2種とし、以下の各項のとおり開催する。
- (1) 通常総会は、毎年1回開催とする。
 - (2) 臨時総会は、以下の各号のいずれかに該当する場合に開催とする。
 - ① 役員会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
 - ② 会員総数の5分の1以上から、会議の目的である事項を記載した書面をもって、招集の請求があったとき。
 - ③ 第5章第3条第5項のうち、第3号もしくは第4号の規定により、監事からの招集があったとき。
- 第3条 総会は、第6章第2条第2項第3号の場合を除き、会長が招集する。
- (1) 会長は、第6章第2条第2項の、第1号および第2号の規定により請求があったときは、速やかに臨時総会を招集しなければならない。
 - (2) 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面をもって、事前に通知しなければならない。
- 第4条 総会は、以下の各項について審議し、議決する。
- (1) 会則の変更
 - (2) 解散および合併
 - (3) 活動計画および収支予算に関する事項
 - (4) 活動報告および収支決算に関する事項

- (5) 役員を選任等に関する事項
- (6) 運営費に関する事項
- (7) 事務局の組織等に関する事項
- (8) 本会の運営に関する重要事項
- (9) その他の重要事項

第5条 総会における審議事項は、第6章第3条第2項の規定により、あらかじめ通知した事項とする。但し、会員は賛成者1名と連名で動議を提出することができる。

第6条 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

第7条 総会は、10名以上の出席がなければ開会することはできない。

第8条 総会の議事は、この会則で定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第9条 各会員の表決権は、平等なるものとする。

- (1) やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決するか、または他の会員を代理人として表決を委任することができる。
- (2) 前項（第6章第9条第1項）の規定により表決した会員は、第6章第8条および第6章第10条第2項の適用については、総会に出席したものとみなす。
- (3) 総会の議決について、特別の利害関係を有する会員は、その議事の議決に加わることはできない。

第10条 総会の議事については、以下の各項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時および場所
- (2) 出席者数（書面表決者または表決委任者がある場合には、その数をそれぞれ付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要、および議決の結果

第7章 資産及び会計

第1条 本会の資産は、以下の各号に掲げられるものをもって構成する。

- (1) 設立当初のあおぼドッグランから引き継いだ資産
- (2) 寄付金品
- (3) 財産から生じる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

第2条 本会の資産は役員が管理し、その方法は総会の議決を経て決まる。

第3条 当会の会計は、以下の各号に掲げる項目に従って行うものとする。

- (1) 収入および支出は、予算に基づいて行うこと。
- (2) 貸借対照表および収支計算書は、会計簿に基づいて収支および財政状態に関する明確な内容を明瞭に表示したものとすること。
- (3) 採用する会計処理の基準および手続きについては、毎事業年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。

- 第4条 本会の活動計画およびこれに伴う収支予算は、役員が制作し、総会の議決を経なければならない。
- 第5条 前条（第7章第4条）の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、役員会の議決を経て、予算成立の日まで前会計年度の予算に準じ、収入支出することができる。また、この場合の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。
- 第6条 本会の活動報告および収支決算は、毎会計年度ごとに役員が活動報告書、収支決算書、貸借対照表などとして作成し、監事の監査を経て、その年度終了後3ヶ月以内に総会の承認を得なければならない
- 第7条 本会の会計年度は、毎年10月1日に始まり、翌年9月30日に終わる。
- 第8条 本会が資産の借入をしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会の承認を得なければならない。
- 第9条 既納の入会金および会費、その他の拠出金品は返還しない。

第8章 会則の変更

- 第1条 本会が会則を変更しようとするときは、総会に出席した会員総数の4分の3以上の議決を得なければならない。

第9章 解散および合併

- 第1条 本会は、以下の各号に掲げる事由により解散する。
- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動の成功の不能
 - (3) 会員の欠乏
 - (4) 合併
 - (5) 破産
- 第2条 前条（第9章第1条）の事由により本会が解散するときは、会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 第3条 本会が解散（合併または破産による解散を除く）したときに残存する財産は、ドッグランネットワークPalsに帰属するものとする。

第10章 雑則

- 第1条 この会則の施行について必要な細則は、役員会の議決を経て、会長がこれを定める。

付則

この会則は、平成26年10月1日から施行する。